

平成30年度屋外広告物木質化に係る 「みやこ^{そまぎ}杉木」供給事業応募要領

京都市域産材供給協会

(趣旨)

第1条 本事業は、日常生活の中に「木」のある環境を整備し、「木の香りやぬくもりのある暮らし」の普及を支援することにより、地域林業や木材関連業界の活性化を図り、市内の森林の保全につなげることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、京都市域産材「みやこ杉木」(以下「みやこ杉木」という。)を利用して屋外広告物等(京都市屋外広告物等に関する条例第2条第3号に定める特定屋内広告物含む)の設置を行う店舗等の事業者に対して、「みやこ杉木」を供給する。なお、供給金額を超えた分については、有償にて「みやこ杉木」を供給する。

- (1) 注文金額の9割(上限80,000円)の「みやこ杉木」材料(加工可能)の供給を行う。
- (2) 申請者は、注文金額の1割又は前号の上限を超える材料代(加工費含む)の負担を行う。
- (3) 京都市域産材供給協会(以下「協会」という。)から供給する「みやこ杉木」は、「平成30年度供給材料参考一覧」に掲載されているもののほか、協会に登録している生産事業体が取扱い可能な材料とする。なお、一部の材料は、協会で見本展示を行う。
- (4) 京都市優良屋外広告物補助金との併用は可能である。ただし、材料代(加工費含む)に関しては、重複して補助を申請することはできない。

(募集方法)

第3条 募集は協会のホームページにて告知を行うとともに、行政関係機関及びイベント等にて広報紙を配布する。

(募集件数)

第4条 供給件数は予算の範囲内(約30件)とする。

(申込条件)

第5条 本事業の応募対象は、次項の条件のとおりとする。

- (1) 個人及び法人等の団体で、市内に住所を有する店舗等（賃貸を含む）に屋外広告物を掲示しようとする事業者であること。
- (2) 店舗等の事業者が、屋外において常時又は一定の期間継続して公衆に掲げる看板や広告塔を木製で製作する場合の市内産木材の材料代（加工費含む）を対象とする。
- (3) 店舗等は、既に営業しているもの、又は年度内に営業を開始するもの。
- (4) 供給された部材はすべて使用し、耐用年数が経過したと判断されるまでは利用すること。
- (5) 「みやこ柚木」の普及啓発のためのパンフレット又はホームページ等への使用状況写真を掲載することがあることを承諾していただけること。
- (6) 協会が行う使用状況に係る現地検査に協力していただけること。

(申請)

第6条 本事業の申請は、下記の書類を協会へ直接、正本1通、副本2通を提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 申請に係る承諾書
- (3) 注文書
- (4) 屋外広告物を設置する予定箇所の写真
- (5) 位置図・配置図（縮尺200分の1程度のもの）
- (6) 木製屋外広告物の設計図（着色されているもの）
- (7) 京都市屋外広告物等に関する条例第9条に基づく許可が必要な場合には、京都市長（担当：京都市都市計画局広告景観づくり推進室）の許可書の写し（なお、許可不要の場合でも申請書に事前協議済印）（担当：京都市都市計画局広告景観づくり推進室）の押印が必要です。）
- (8) 民泊施設において旅館業の許可証の写し

(「みやこ柚木」供給の決定)

第7条 協会は、申請を受理次第、順次申請内容を厳正に審査し、その結果を速やかに申請

者（施主）へ文書にて通知する。なお、応募件数が募集件数を超えた場合は、予算の範囲内で供給する。

（事業変更）

第8条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書（第4号様式）を速やかに協会へ提出し、書面にて協会からの承認を得るものとする。

（「みやこ杣木」の引渡し）

第9条 申請者は、材料供給の決定通知を受け、材料の準備ができたとの連絡を受け次第、速やかに協会に材料の引取りに来るものとする。

（「みやこ杣木」の使用状況の確認）

第10条 申請者は、「みやこ杣木」の使用状況が確認できる状態時（事業完了直後等）に、協会の現地検査を受け入れなければならない。

また、申請者は、木質看板の設置が完了次第、速やかに下記の書類を協会へ提出しなければならない。

報告期限は、平成31年2月15日（協会必着）までとする。

- (1) 報告書（第5号様式）
- (2) 使用状況写真（第6号様式）

（補助の中止及び返還）

第11条 次項に該当する場合は、協会は供給した「みやこ杣木」相当額を申請者から返還させることが出来るものとする。

- (1) 申請内容に重大な虚偽があると認められた場合。
- (2) 「みやこ杣木」が事業完了後、各使用箇所の用途における耐用年数を経過することなく撤去又は解体等された場合。ただし、災害等不可抗力による場合を除くものとする。